(令和2年7月16日改定)

新型コロナウィルス感染症の発生に伴う介護職員等の応援派遣に係る 費用の請求について

本事業は、高齢者関係施設等及び障害者関係施設等に対して依頼した「新型コロナウィルスに係る社会福祉施設等への派遣職員の協力について(依頼)」(令和2年5月12日付け通知 地福第1118号)の別紙にある「【事業3】派遣旅費等に要する費用の実費負担」についての案内となります。

1 請求の対象

新型コロナウィルス感染症の発生に伴い、小学校等の臨時休業や社会福祉施設等^(※)で働く介護職員等が新型コロナウィルス感染症に感染等することにより、社会福祉施設等で働く介護職員等の出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等^(※)から応援職員を派遣した際にかかる応援職員の旅費、宿泊費、及び新たに加入した損害保険料(人件費は対象外)。

※ 本事業は国庫補助事業により実施し、対象となる社会福祉施設等とは、社会福祉 法の第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業及び介護保険サービスの事業所が対 象です。

2 対象の期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日令和3年3月31日までの応援派遣

3 費用の請求等

※ 費用の請求は、派遣元施設からの請求となります。ただし、派遣実績の確認のため、応援派遣職員を受け入れた施設にも実績報告を提出していただきます。

(1) 応援派遣元施設等の請求

様式1及び別紙1に添付書類を添えて下記「6 送付先」へ提出してください。

※ 様式及び別紙については、派遣先の施設種別(高齢者関係施設、障害福祉サービス等事業所、保育所等及び児童福祉施設)で用紙が分かれています。

(2) 応援派遣職員の受入施設等の実績報告

様式2、別紙2を下記「6 送付先」へ提出してください。

※ 様式及び別紙については、受入施設種別(高齢者関係施設、障害福祉サービス等事業所、保育所等及び児童福祉施設)で用紙が分かれています。

4 提出方法

郵送

5 提出期限

令和2年7月15日(水) 令和3年3月31日(水)

※ 請求及び実績報告を提出する法人は、必ず次の送付先各課へ<u>事前に連絡</u>をしてください。派遣終了後、速やかに請求に係る書類等を提出してください。

6 送付先 (問合せ先)

〇 高齢者関係施設

県高齢福祉課 企画グループ

TEL: 045-210-4835

県高齢福祉課 福祉施設グループ

TEL: 045-210-1111 内 4852

県高齢福祉課 保健・居住施設グループ

TEL: 045-210-4856

県高齢福祉課 在宅サービスグループ

TEL: 045-210-4824

いずれのグループもファクシミリ:045-210-8874

〇 障害福祉サービス等事業所

県障害サービス課 福祉施設グループ

TEL: 045-285-0738 ファクシミリ: 045-201-2051

〇 保育所等

(子育て短期支援事業について)

県次世代育成課 企画グループ

TEL: 045-210-4690

ファクシミリ: 045-210-8956

(放課後児童健全育成事業、乳児全戸家庭訪問事業、

養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業について)

県次世代育成課 子育て支援人材グループ

TEL: 045-210-4687

ファクシミリ: 045-210-8956

(保育所、児童厚生施設、一時預かり事業について)

県次世代育成課 保育・待機児童対策グループ

TEL: 045-210-4680

ファクシミリ: 045-210-8956

〇 児童福祉施設

県子ども家庭課 児童養護グループ

TEL: 045-210-4655

ファクシミリ: 045-210-8868